

令和8年度

主 要 事 務 事 業

DX・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会

## 目 次

国有地の跡地活用（政策企画課）	1
公共施設等総合管理計画の推進（政策企画課、公共施設マネジメント課）	7
D Xの推進（D X推進担当課）	8
標準準拠システムへの移行推進（D X推進担当課）	11
庁舎整備の推進（庁舎管理担当課、庁舎建設担当課）	12
公共建築保全業務の推進（公共施設マネジメント課、施設営繕第一課、施設営繕第二課）	14
地域行政推進条例及び地域行政推進計画に基づく施策の推進（地域行政課）	17
臨海斎場運営（地域行政課）	18
火葬場に係る調査（地域行政課）	19
システム標準化・「書かない窓口」の安定運用（住民記録・戸籍課）	20
くみん窓口・出張所の窓口の改善（住民記録・戸籍課、各総合支所区民課）	21
戸籍氏名の振り仮名の記載（住民記録・戸籍課）	22
おくやみコーナー設置（住民記録・戸籍課）	23
マイナンバー制度の運用（マイナンバー担当課）	24
マイナンバーカードの交付促進（マイナンバー担当課、住民記録・戸籍課）	25
基本計画の推進	26
新たな行政経営への移行実現プランの推進	27

## 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	国有地等の跡地活用 (政策企画課)	<p>【主な跡地等の状況】</p> <p>1. 国立医薬品食品衛生研究所 (旧称「国立衛生試験所」)            (経過)</p> <p>上用賀1丁目18番1号 30,664㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年9月</li> </ul> <p>神奈川県川崎市への移転を公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年1月</li> </ul> <p>移転が完了。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年4月～</li> </ul> <p>跡地について、更地にして財務省に引き継ぐため、建物解体工事に着手。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年3月</li> </ul> <p>地下埋設物が確認されたことから、必要な調査や準備等を経る必要が出たため、一旦工事を中断。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度6月～</li> </ul> <p>建物解体工事前準備のため、敷地の東西にある擁壁解体撤去工事を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度5月～</li> </ul> <p>中断されていた建物解体工事を再開 (杭撤去及び地下埋設物撤去)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年12月</li> </ul> <p>杭撤去の完了。地下埋設物の撤去においては引き続き実施し、令和8年度も継続される。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	—





## 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	国有地等の跡地活用 (政策企画課) (続き)	2. 国家公務員宿舎削減計画関係 「国家公務員宿舎の削減計画」で廃止対象となっている区内44宿舎について、新たに処分等が決定された場合には、跡地活用の検討をしていく。 ・平成26年3月 本削減計画で廃止対象となっている宿舎について検討を行い、保育施設や高齢者施設、公園などで跡地活用を図るため、14宿舎(約8ha)の要望書を東京財務事務所長あて提出。 (参考) 保育待機児童対策のため、5宿舎の活用については先行して要望  《要望宿舎14箇所及び先行要望5箇所の処分状況》 ①区の要望に沿って処分等方針が決定済み(処分済含む): 16箇所 ②東京都への処分等方針が決定済み: 1箇所 ③一般処分済み: 2箇所  <div style="text-align: right;">(次頁に続く)</div>	

## 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	国有地等の跡地活用 (政策企画課) (続き)	<p>3. 国有地の留保財産</p> <p>区内の国有地において留保財産の選定や新たな国有地の処分等が決定された場合には、国の利用方針の策定にあたり、導入すべき機能、公共施設の要否などについて検討を行う。</p> <p>(経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年6月 財務省は、財政制度等審議会答申「今後の国有財産の管理処分のあり方について」を踏まえ、有用性が高く希少な国有地については、国が所有権を留保し（留保財産）、売却せずに定期借地権による貸付けを行うことにより、有効活用（最適利用）を図ることとした。</li> <li>・令和元年12月 国有財産関東地方審議会により、区内においては1箇所が留保財産に選定することを認める答申がされた。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	

## 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	国有地等の跡地活用 (政策企画課) (続き)	《区の留保財産の選定状況》 深沢三丁目6番4、5号(約1,955㎡)1箇所 (経過) ・令和4年7月 関東財務局により、建物等解体撤去工事に着手。 ・令和4年12月 区の行政需要に応える跡地活用として、障害者施設を整備する方針を決定。 ・令和5年1月 関東財務局より、利用要望についての照会があった。契約条件は定期借地のみ。 ・令和5年4月 上記の方針決定を踏まえ、関東財務局へ要望書を提出。 ・令和5年6月 関東財務局より、当該地の貸付に関する決定通知を受領。 ・令和7年3月 関東財務局による施設の整備・運営事業者の決定。 ・令和8年1月 車両送迎ルートの見直しに伴い、提案事業の整備・運営が困難となったため、事業者が辞退。 ・令和8年6月以降 事業者の再公募予定。 ・令和10年度～11年度 障害者(児)施設の建設工事予定。 ・令和12年4月頃 障害者(児)施設の開設予定。	

## 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

政策経営部、施設営繕担当部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	公共施設等総合管理計画の 推進 （政策企画課） （公共施設マネジメント 課）	<p>1. 公共施設等総合管理計画の推進</p> <p>新たな施設需要への対応や、築65年を迎える建物の改築が本格化する公共施設を取り巻く状況を踏まえ、公共施設等総合管理計画一部改訂（第2期）の取組みを着実に推進する。</p> <p>（1）建物の取組み</p> <p>施設の改築に合わせた複合化や既存施設のさらなる有効活用、民間機能の活用等により施設総量の増加を抑制していくとともに、長寿命化改修や効果的で効率的な整備の実施、包括管理業務委託等の新たな維持管理手法の導入により効率的な維持管理に取り組み、計画的な改築や更新等を進めていく。</p> <p>（2）都市基盤施設の取組み</p> <p>既存施設の適切な管理に取り組みとともに、新たな道路や公園等の計画的な推進、適正な施設維持に向けた修繕・改修整備の加速を図りながら、総合的な取組みを進めていく。</p> <p>2. 公共施設等総合管理計画一部改訂（第2期）の見直しに向けた検討</p> <p>公共施設等総合管理計画一部改訂（第2期）については、令和9年度に見直しを予定していることから、昨今の建設単価の上昇等を踏まえ、整備事業費単価の検証を行うとともに、現行計画の基本的な考え方や方針等を確認し、必要に応じて見直しに向けた検討を進めていく。</p>	73,996千円

## 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

		D X 推 進 担 当 部	
区 分	事 務 事 業 名 及 び 所 管 課	事 務 事 業 の 内 容 及 び 手 法	8 年 度 当 初 予 算
	D X の 推 進 (D X 推 進 担 当 課)	<p>1. 「世田谷区D X 推 進 方 針 Ver. 2. 1」に 掲 げ る 3 つ の 方 針 に 基 づ く 取 組 み</p> <p>(1) 「行政サービスのRe-Design」、「参加と協働のRe-Design」、「区役所のRe-Design」の 3 つ の 方 針 に 基 づ き、着 手 で き る と ころ か ら ス モ ー ル ス タ ー ト し、ト ラ イ ア ン ド エ ラ ー に よ る 改 善、共 有 等 に よ り 各 部 の 取 組 み を 支 援 す る。</p> <p>(2) 区 政 の あ ら ゆ る 分 野 に お い て、改 革 を 加 速 す る 3 つ の 考 え 方 ・ ア ク シ ョ ン を 反 映 し、区 民 に 十 分 な 満 足 を 実 感 い た だ け る 行 政 サ ー ビ ス の 実 現 を 目 指 す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービスデザイン志向で、変わる、変える</li> <li>・ デジタルファーストで、変わる、変える</li> <li>・ ワークスタイルを変える</li> </ul> <p>(3) 全 庁 体 制 と し て の D X 推 進 委 員 会 を 設 置 し て 検 討 ・ 改 善 を 進 め る と 同 じ く、新 た な 行 政 経 営 へ の 移 行 実 現 プ ラ ン に 掲 げ る 取 組 み 及 び 同 プ ラ ン に 関 す る プ ロ ジ ェ ク ト チ ー ム と も 連 携 し、活 動 を 支 援 す る。</p> <p>あ わ せ て、「せ た が や D X ロ ー ド マ ッ プ」を 策 定 し、計 画 的 に 推 進 す る。</p> <p>2. デジタル人材の育成</p> <p>(1) 区 職 員 に 対 し て D X の 推 進 に 必 要 な マ イ ン ド や 基 礎 知 識 の 習 得 を 目 的 と し た 啓 発 ・ 研 修 を 実 施 す る。</p> <p>(2) 全 職 員 の I T リ テ ラ シ ー の 向 上 や 「D X 推 進 リ ー ダ ー」の 育 成 を 図 り、各 部 が 主 体 的 に D X の 推 進 に 取 り 組 む 支 援 を 行 う。</p> <p style="text-align: right;">(次 頁 に 続 く)</p>	12, 875, 026千 円

## 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

DX推進担当部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	DXの推進 (DX推進担当課) (続き)	<p>3. データ利活用の推進 オープンデータを推進するとともに、E B P M (Evidence Based Policy Making Making) 推進のためのデータ利活用基盤の構築準備を進める。</p> <p>4. 手続きオンライン化の促進 各所管業務における区民からの申請・届出等の手続きのオンライン化をさらに促進するよう、各部への支援、環境整備を行う。</p> <p>5. 業務の見直しの推進 (1) 業務プロセス全体を見直し、オンライン申請や身近なコミュニケーションツール (LINE等) などを利用し、U I /U Xの向上を図る。 (2) R P A (Robotic Process Automation)やO C R (紙帳票のデータ化)の活用など、業務の効率化に取り組む。 (3) 庁内における生成AIの利用について研究・検証を継続し、内部事務の更なる効率化を図る。 (4) 職員自身の手で身近な業務課題の解決を行えるよう、ノーコード・ローコードツールの庁内活用の推進やツール活用スキルの習得支援を行う。</p> <p>6. 次期情報化基盤の整備 (1) 国の情報セキュリティポリシー改定に伴い情報セキュリティ対策の更なる強靱化を行う。また、段階的にネットワーク分離の徹底を行う。 (2) 通信回線の見直しや冗長化対策の強化を行い、I C T - B C P対策の強化を進める。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	

## 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	D X 推進担当部 8 年度当初予算
	D X の推進 (D X 推進担当課) (続き)	<p>7. 情報セキュリティ強化対策 情報システムに対するサイバー攻撃等の事案が発生した際に、状況の把握、被害拡大防止、復旧、再発防止を的確に行うための C S I R T (Computer Security Incident Response Team) を引き続き設置し、定期的な訓練を実施するとともに、事案発生時の庁内の連絡体制を強化する。</p> <p>8. 各部の D X の取組みへの支援 各部の D X の取組みについて、次期情報化基盤の整備状況や導入済の庁内ツールも踏まえた提案や支援を行っていく。</p> <p>※新たな行政経営への移行実現プラン（令和8年3月）項目 <a href="#">1-4</a>・<a href="#">2-1</a>・<a href="#">2-4</a>・<a href="#">2-5</a>・<a href="#">2-9</a>・<a href="#">2-24</a>・<a href="#">2-25</a>・<a href="#">3-9</a>・<a href="#">5-3</a>・<a href="#">5-12</a></p>	

## 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

DX推進担当部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	標準準拠システムへの移行 推進 (DX推進担当課)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により対象となる住民記録・税務・福祉等の18業務について、法に適合する標準準拠システムへの移行を進める。</li> <li>2. 令和6年度から段階的に進めてきた標準化対応について、令和8年度の第3期業務の移行に向けた作業を進める。また、第2期までに移行した標準準拠システムの運用支援及び連携基盤システムを着実に運用する。</li> <li>3. 特定移行支援システムについては、国や事業者の動向を踏まえて柔軟に対応を検討しながら、移行に向けた事業者との調整と候補事業者選定のための作業を進める。</li> </ol>	1,236,727千円

## 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	庁舎整備担当部 8年度当初予算
	庁舎整備の推進 (庁舎管理担当課) (庁舎建設担当課)	<p>1. 本庁舎等整備工事の推進            本年9月の2期竣工に向け、品質管理、工程管理を確実にを行い、庁舎運営や近隣への影響、庁舎利用者の安全確保に留意し、本庁舎等整備工事を遅滞なく進める。常に建物利用者の視点に立ち、新庁舎の品質向上に向けて、適宜適切に対応する。            本年11月からは、円滑に3期工事に移行し、令和11年4月の完全竣工に向けて、引き続き、安全第一で工事を進める。</p> <p>2. 2期竣工後の部署移転            2期竣工直後より、1期棟から2期棟への移転をはじめ、第二庁舎、分庁舎、二子玉川分庁舎から新庁舎への部署移転を実施する。1期の3倍の規模となるため、関係所管課や移転事業者等と事故等ないように密に連携し、行政機能の継続および工事工程に支障のないように滞りなく行う。            部署移転に伴う什器搬入やブラインドの設置、IP電話の設置、インフラ切り替え等についても遅滞なく準備を進める。            ホームページ、広報紙等により、適時適切な周知を図る。</p> <p>3. カフェ・レストランおよびコンビニの開設            事業関係者と調整、協議を諮り、区民に親しまれる庁舎となるよう、開設に向けて準備を進める。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	10,755,722 千 円 (繰越明許費 138,852千円を含む) ※本庁舎等整備 工事において、工 事工程の見直し 等により、本年度 に予定していた 一部の工事を次 年度に移行した ため。

## 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

庁舎整備担当部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	庁舎整備の推進 (庁舎管理担当課) (庁舎建設担当課) (続き)	<p>4. 工事期間中の本庁舎等維持管理</p> <p>新庁舎2期棟竣工後も引き続き総合管理委託事業者と綿密に連携し、新庁舎の維持管理を適切に行う。</p> <p>旧庁舎も新庁舎同様に設備点検や清掃業務等の契約を1本化し、より効率的かつ適切に維持管理を行う。</p> <p>工事進捗や部署移転に合わせ、案内サインを適宜更新し、来庁者が円滑に目的地に到達できる環境を維持する。</p> <p>第2庁舎の来庁者用駐車場から東棟地下1階の来庁者用駐車場への移行に向けて、ホームページや広報紙等による事前周知、周辺道路の案内サインを更新して、区民利用に支障が出ないようにする。</p> <p>5. 工期延伸に伴う損害額の積み上げ</p> <p>令和6年3月1日及び同年6月19日締結の合意書により、遅延違約金の合計約11.8億円（1期分約3.6億円、2期分約4億円、3期分約4.2億円）と技術提案不履行違約金約4.15億円、区に生じた損害額のうち技術提案不履行違約金約4.15億円を越えた分の区への支払いを大成建設に義務付けた。既に、遅延違約金（1期分）及び技術提案不履行違約金の合計、約7.75億円は、1期竣工払いと相殺し、区への支払は完了した。</p> <p>区に生じた損害については、庁内調査等を実施の上、交渉を重ね、令和7年度までに約3.87億円分の確認書（第1回から第3回）を大成建設より受領した。引き続き、本件工期延伸により区に生じた実損を数値化の上、積み上げ、債権管理を適切に行いながら、大成建設との交渉を進める。</p>	

## 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

		施設営繕担当部	
区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	公共建築保全業務の推進 (公共施設マネジメント課) (施設営繕第一課) (施設営繕第二課)	1. 「公共施設等総合管理計画」「建物整備・保全計画」に基づく取組みと進行管理等 (1) ファシリティマネジメントの視点を取り入れながら、計画に基づいた公共施設の整備、保全、利用促進等について政策経営部と連携し着実な推進を図る。 (2) 整備事業費単価の検証、実績情報の精査、建設費等の市況確認及び検討、新たな技術的手法の検討及び推進  2. 建設コスト・品質管理 (1) 工事価格の適正化 (2) 公共施設設計標準仕様書等の改訂 (3) VE (バリューエンジニアリング) の実施  3. 既存施設の適正管理 (1) 予防保全のための中長期保全の推進 (2) 施設経営情報システムの活用推進	966,770千円 (施設営繕担当部予算)
(次頁に続く)			

## 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

施設営繕担当部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	公共建築保全業務の推進 (公共施設マネジメント課) (施設営繕第一課) (施設営繕第二課) (続き)	4. 公共施設における量・質の適正化 (1) 公共施設整備における相談・技術協力 (2) 維持管理経費の適正化(電力自由化への対応、蛍光灯照明器具のLED化、維持保全業務の適正化等) (3) 公共施設(学校施設を除く)の包括管理業務委託導入に向けた整理・検討 (4) 「施設の財務データ等の分析実施要領」に基づく、新公会計制度を活用した施設の運営改善の取組み ・公共施設データの管理・活用 ・新公会計制度による財務データ分析とホームページ公表 等  5. 公共建築物のZEB化の推進 世田谷区公共建築物ZEB指針に基づくZEB化の推進  6. 工事監督業務におけるDX推進 工事情報共有システム等の試行状況を踏まえながら、工事書類の電子化など、工事におけるDXを推進し、働き方の効率化を図る。	(次頁に続く)

## 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

施設営繕担当部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	公共建築保全業務の推進 (公共施設マネジメント課) (施設営繕第一課) (施設営繕第二課) (続き)	7. 設計の実施予定案件 (44件) (以下主なもの) ・ 砧小学校改築実施設計 (1年目) ・ 清川泰次記念ギャラリー改築実施設計 ・ 上祖師谷まちづくりセンター新築実施設計 ・ 和田堀給水所上部利用施設実施設計 ・ 北沢南区民集会所基本実施設計 ・ (仮称) 弦巻統合保育園新築実施設計 (2年目) ・ 世田谷美術館中長期改修設計 (2年目) ・ 用賀複合施設基本設計 ・ 経堂複合施設基本設計  8. 営繕工事の実施予定案件 (282件) (以下主なもの) ・ 奥沢中学校・仮称奥沢児童館整備工事 (1年目) ・ 弦巻中学校改築工事 (2年目) ・ 桜丘幼稚園改修工事 (2年目) ・ 中町幼稚園改修工事 ・ 奥沢区民センター・図書館移転内装整備工事 ・ なかのビレジ外1施設改修工事 ・ 船橋公文書庫内部改修工事  9. 支援業務(保全コールセンター) ※世田谷区実施計画推進状況(令和8年3月) 施策 <a href="#">12-2</a> ※新たな行政経営への移行実現プラン(令和8年3月) 項目 <a href="#">4-2</a> , <a href="#">4-8</a> , <a href="#">5-2</a>	

## 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

地域行政部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	地域行政推進条例及び地域行政推進計画に基づく施策の推進 (地域行政課)	地域行政推進条例及び地域行政推進計画に基づく施策を推進する。 1. 地域行政推進計画に基づき、地区・地域の実態に即した総合的な行政サービス及びまちづくりの推進を図るとともに、推進状況について進捗管理を行う。 (1) 地区・地域課題の解決 (2) 多様なコミュニティづくりと区民参加の推進 (3) 地域福祉の推進（地域包括ケアの地区展開の充実） (4) 地域防災力の向上 (5) 安全で魅力的な街づくり (6) 行政サービスの向上 (7) 地域行政の運営体制の充実 ※世田谷区実施計画推進状況（令和8年3月）施策 <a href="#">8-1</a> 、 <a href="#">22-1</a> 、 <a href="#">22-2</a> ※新たな行政経営への移行実現プラン（令和8年3月）項目 <a href="#">1-5</a> 、 <a href="#">2-24</a> 、 <a href="#">5-11</a>	—

## 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

地域行政部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	臨海斎場運営 (地域行政課)	<p>臨海斎場を適切に管理運営することにより、区民施設利用の促進を図る。</p> <p>1. 施設概要  (1) 所在地 大田区東海1-3-1  (2) 施設規模  ①火葬炉 10基  ②葬儀式場数 8室  (3) 事業主体  臨海部広域斎場組合(一部事務組合)  ※港区・品川区・目黒区・大田区・世田谷区の共同設置施設。  平成16年1月開設。</p> <p>2. 令和7年度利用実績  ①火葬 9,595件(内世田谷区 964件)  ②式場 1,399件(内世田谷区 102件)</p> <p>3. 今後の取組み  将来の火葬需要やコロナ禍での小規模葬の増加など、事業環境の変化等を踏まえ、「臨海部広域斎場組合施設整備基本方針」を見直し、以下の事業を行う。  (1) 火葬炉を10基から20基に増設(令和12年度稼働予定)。  (2) 既存施設の改修  ①火葬炉増設に伴う施設改修  ②式場の増設(R8:8室→R12:12室)</p>	15,023千円

## 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

地域行政部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	火葬場に係る調査 (地域行政課)	<p>世田谷区内には火葬場は無く、区民は臨海斎場（世田谷区含む5区の共同運営）や都内の民間火葬場等を利用している。</p> <p>国や都の統計資料では今後も死者数が増加していくことが明らかであり、区内での火葬場のあり方などを調査委託し、事業の方向性を検討するための基礎資料とする。</p> <p>調査内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①東京都（特別区）における火葬の歴史・現状（設置経緯）</li> <li>②2075年までの人口及び死亡者数の予測、周辺火葬場の現状及び動向等</li> <li>③世田谷区民の火葬場・葬儀場等の利用状況</li> <li>④都内火葬場の現状を踏まえた、東京都、特別区、世田谷区による火葬場建設の可能性の検討</li> <li>⑤火葬場建築に係る課題（関係法令、経費、住民対応等）</li> <li>⑥葬儀スタイルの変遷、将来の動向等</li> <li>⑦臨海斎場の利用促進策の検討</li> <li>⑧近隣火葬場における火葬料金の比較、区民負担感に係る調査・分析</li> <li>⑨区内葬祭業者の実態把握</li> <li>⑩その他</li> </ul>	14,630千円

## 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

地域行政部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	システム標準化・「書かない窓口」の安定運用 (住民記録・戸籍課)	<p>令和7年1月に運用を開始した、住民記録・印鑑登録標準準拠システムならびに「書かない窓口」の安定的な運用を図ることにより、くみん窓口および出張所等で取り扱う窓口業務を効率化し、区民サービスの向上を図る。</p> <p>1. 住民記録・印鑑登録標準準拠システムの安定運用 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、令和7年1月から国が提示する標準仕様に準拠した住民記録・印鑑システムへの移行を行った。システム稼働後の運用状況を検証し、円滑に窓口業務を行うために必要な環境整備を行う。</p> <p>2. 「書かない窓口」の安定運用 令和7年1月から、住民基本台帳事務において届出人が届書を自書することを必要としない、いわゆる「書かない窓口」を導入した。サービス開始後の運用状況を検証し、円滑に窓口業務を行うための環境整備を行う。 ※新たな行政経営への移行実現プラン（令和8年3月）<a href="#">項目2-4</a></p> <p>3. 戸籍附票システムの標準準拠システムへの移行（経過措置分） 戸籍附票システムについては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、令和8年2月、標準準拠システムへの移行を実施している。 一部の機能については経過措置の対象としたため、令和8年度に残りの機能の移行を行う。</p>	151,272千円

## 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

地域行政部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	くみん窓口・出張所の窓口の改善 (住民記録・戸籍課) (各総合支所区民課)	例年3月、4月に混雑期を迎えるくみん窓口・出張所の混雑緩和を図り、区民の利便性を向上させる。  1. くみん窓口・出張所の窓口の改善 新たな行政経営への移行実現プラン(令和8年3月)に掲げる「待たない窓口(項目2-1)」「書かない窓口(項目2-4)」「行かない窓口(項目2-9)」の各種取り組みを通じて、引き続き窓口混雑の緩和や区民の利便性の向上を図る。 ※新たな行政経営への移行実現プラン(令和8年3月)項目2-1、2-4、2-9	—

## 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

地域行政部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	戸籍氏名の振り仮名の記載 (住民記録・戸籍課)	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立したことにより、戸籍には氏名の振り仮名を記載しなければならないこととされ、令和7年5月26日の法施行に伴い、本籍地が世田谷区にある方（世田谷区戸籍人口約84万人）に対して「仮の振り仮名」を通知した。通知された振り仮名が自らの認識と一致しない場合は、振り仮名に係る届出を受け、審査及び受理、戸籍への記載を行った。</p> <p>改正法が全面施行される令和8年5月26日以後、国の示す初期登録のスケジュールに従って、6月以降、本籍地市町村の立場としては対象の本籍人の住民登録地へ振り仮名の通知送付等を行い、住所地市町村の立場としては受領した通知に基づき住民票への振り仮名の記載を行う。</p> <p><b>【今後のスケジュール（予定）】</b>          令和8年5月25日まで          振り仮名の変更に係る届出対応          令和8年6月11日から令和9年5月4日          振り仮名初期登録期間（全国）</p>	19,977千円 (うち繰越額： 11,514千円)

## 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

地域行政部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
新規	おくやみコーナー設置 (住民記録・戸籍課)	<p>ご遺族に寄り添い、不安や負担を軽減するおくやみコーナーを設置し、手続きの案内や支援を1箇所ですべて担うワンストップサービスの環境整備を行う。※新たな行政経営への移行実現プラン（令和8年3月）<a href="#">項目2-2</a></p> <p>1. おくやみコーナーの設置 ワンストップサービスを想定した常設のおくやみコーナー（必要な手続きを案内する補助的な窓口）の令和9年1月以降の設置に取り組む。 令和8年5月19日から事業運営を委託する事業者の選定を開始し（公募型プロポーザル）、8月に決定予定。事業者決定後は、死亡届提出後に必要となる諸手続きをご案内する専用窓口として、所管課との円滑な連携を図りながら開設準備を進める。</p> <p>2. ご遺族向けコンテンツの強化 おくやみコーナーを利用されないご遺族に対して、区ホームページを活用した手続きガイドの周知及びご遺族向け冊子等のコンテンツの見直し、改善を行う。 令和8年4月から各総合支所の区民相談室で実施しているおくやみ相談へのご案内を含め、ご遺族の方の身近な相談窓口として不安軽減を図る。</p>	3,919千円

## 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

地域行政部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	マイナンバー制度の運用 (マイナンバー担当課)	<p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等に基づき、マイナンバー制度を適正に運用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個人番号の通知 (平成27年10月～)</li> <li>2. 個人番号の利用及びマイナンバーカード(個人番号カード)の交付(平成28年1月～)</li> <li>3. マイナンバー制度及び情報連携の適正な運用 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 個人番号を扱う事務及び情報提供ネットワークシステムで情報提供する事務への対応</li> <li>(2) 特定個人情報保護評価の実施(再実施、定期的な見直し等)、特定個人情報のセキュリティ対策の実施</li> <li>(3) 独自利用事務の追加(番号利用条例の改正)</li> </ol> </li> <li>4. マイナンバーカードの利活用による区民の利便性向上 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) マイナポータルを活用したオンライン手続きの拡充</li> <li>(2) マイナンバーカード健康保険証利用・公金受取口座登録支援</li> <li>(3) マイナポータル操作支援</li> </ol> </li> </ol>	2,804千円

## 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

地域行政部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	マイナンバーカードの交付促進 (マイナンバー担当課) (住民記録・戸籍課)	<p>マイナンバーカードの交付促進を図る。電子証明書の更新需要等に対応するため、さらなる業務の委託化や事務の効率化、人員の確保等によりマイナンバーカード交付体制を強化する。</p> <p>1. カード交付促進の取組み            令和8年3月末現在 累計891,657枚交付            (1) マイナンバーカードセンターにおける窓口業務委託の拡大            (2) 臨時窓口の実施・開催回数増(土日に各地域を巡回)            (3) 区内郵便局(4局)におけるカード交付(更新)の実施</p> <p>2. マイナンバーカード電子証明書手続きコーナーの利用拡大に向けた周知・広報等</p> <p>3. 法改正への対応            令和7年5月施行の氏名の振り仮名法制化や、在留カード、特別永住者証明書の個人番号カードとの一体化への対応を進める。</p> <p>※新たな行政経営への移行実現プラン(令和8年3月) <a href="#">項目2-3</a></p>	776,629千円

## 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

DX・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会所管分

区 分	事務事業名及び所管課	8年度事業（目標）	8年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	基本計画の推進	基本計画における重点政策及びDX・地域行政・公共施設整備等推進に関連する分野別政策を推進する。	—	<p>1. 基本計画に掲げる重点政策 分野横断的な体制を整え、以下の政策を推進する。</p> <p>(1) 子ども・若者が笑顔で過ごせる環境の整備</p> <p>(2) 新たな学校教育と生涯を通じた学びの充実</p> <p>(3) 多様な人が出会い、支え合い、活動できるコミュニティの醸成</p> <p>(4) 誰もが取り残されることなく生き生きと暮らせるための支援の強化</p> <p>(5) 自然との共生と脱炭素社会の構築</p> <p>(6) 安全で魅力的な街づくりと産業連関による新たな価値の創出</p> <p>2. 基本計画に掲げる分野別政策</p> <p>(1) 福祉につながるネットワークの強化 <u>a 身近な福祉相談の充実と地域づくり</u> 項目8-1</p> <p>(2) 脱炭素化の推進 <u>a 公共施設や区事業活動における脱炭素の実施</u> 項目12-2</p> <p>(3) 地域コミュニティの促進 <u>a 地域への参加促進と地域活動の活性化</u> 項目22-1 <u>b 区民や活動団体の連携・協働促進</u> 項目22-2</p>

## 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所、政策経営部、DX推進担当部、施設営繕担当部、地域行政部（DX・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会所管分）

区 分	事務事業名及び所管課	8年度事業（目標）	8年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	新たな行政経営への移行実現プランの推進	新たな行政経営への移行実現プランにおけるDX・地域行政・公共施設整備等推進に関連する取組みを推進する。	—	<p>1. 新たな仕組みづくり</p> <p><u>(1) お問い合わせセンター運營業務の再構築</u> 項目1-4</p> <p><u>(2) 地区情報共有プラットフォームの整備</u> 項目1-5</p> <p><u>(3) 公共施設の多機能化の推進</u> 項目1-24</p> <p><u>(4) 跡地・跡施設等の有効活用</u> 項目1-25</p> <p><u>(5) 福祉に係る相談機能の体制強化</u> 項目1-30</p> <p>2. 区民目線からのサービス利便性の向上</p> <p><u>(1) 「待たない窓口」の実現</u> 項目2-1</p> <p><u>(2) おくやみコーナー設置</u> 項目2-2</p> <p><u>(3) マイナンバー交付等業務の効率化</u> 項目2-3</p> <p><u>(4) 「書かない窓口」の実現</u> 項目2-4</p> <p><u>(5) 都市整備領域における窓口、申請手続き及び情報共有等のDX推進</u> 項目2-5</p> <p><u>(6) 区民会館のキャッシュレス決済の導入及び申請・抽選方法のオンライン化</u> 項目2-6</p> <p><u>(7) けやきネットの利便性の向上</u> 項目2-7</p> <p><u>(8) 「行かない窓口」の実現</u> 項目2-9</p> <p style="text-align: right;">（次頁へ続く）</p>

## 令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

各総合支所、政策経営部、DX推進担当部、施設営繕担当部、地域行政部（DX・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会所管分）

区 分	事務事業名及び所管課	8年度事業（目標）	8年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	新たな行政経営への移行実現プランの推進 （続き）			<u>(9) オンライン相談・手続き支援の拡充</u> <span style="float: right;">項目2-24</span> <u>(10) オープンデータの推進</u> <span style="float: right;">項目2-25</span>  3. 職員の時間の効果的活用 <u>(1) 生成AIを活用した業務改革</u> <span style="float: right;">項目3-9</span>  4. 業務量増に対するの効率的対応 <u>(1) 庁舎の維持管理の効率化</u> <span style="float: right;">項目4-1</span> <u>(2) 公共施設の新たな維持管理手法の導入</u> <span style="float: right;">項目4-2</span> <u>(3) 工事監督業務における働き方の効率化の検討</u> <span style="float: right;">項目4-8</span>  5. 業務量増に対するの効率的対応 <u>(1) ファシリティマネジメント推進体制の構築</u> <span style="float: right;">項目5-2</span> <u>(2) DX基盤の整備</u> <span style="float: right;">項目5-3</span> <u>(3) DX人材の育成</u> <span style="float: right;">項目5-12</span>